

9. 河川管理の現状

四万十川においては、地域の特性を踏まえつつ、洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持するとともに、四万十川の公共財産としての恵みを有効活用し、人と自然が共生する身近な公共の場とするため、治水、利水、環境の総合的な観点から日々の河川管理を行っている。

9.1 河川管理区間

渡川水系の国が管理している直轄管理区間は、四万十川 13.6km、後川 10.2km、中筋川 23.5km、総直轄管理区間は 52.3km である。

表 9.1.1 渡川水系直轄管理区間

河川名	自	至	区間延長 (km)
四万十川	左岸：高知県四万十市佐田三段畑道ノ西 1409 番地先 右岸：高知県四万十市佐田鏡ヶ城山 3189 番のイ地先	海に至る	13.58
中筋川	左岸：高知県四万十市有岡字沖前 1431 番 1 地先 右岸：高知県四万十市九樹字カゲヒラ 1485 番地の 1 地先	四万十川への 合流点	15.90
中筋川	高知県宿毛市平田町字角ヶ峠 5313 番 11 の地先の上流端を示す標柱	注 1)	7.60
清水川	高知県幡多郡三原村宮ノ川字清水川 1452 番 35 地先の上流端を示す標柱	中筋川への 合流点	2.42
横瀬川	高知県宿毛市山奈町山田字イデカ谷山国有林 37 林斑り小班地先の地山堰堤下流端	注 2)	2.60
後川	左岸：高知県四万十市麻生上土居前 238 番地先 右岸：高知県四万十市田野川乙筒場山 1738 番地先	四万十川への 合流点	7.20
後川	左岸：高知県四万十市蕨岡字北坂折甲 160 番地先の県道橋 右岸：同上	-	3.00

注 1) 高知県宿毛市平田町黒川字角ヶ峠 5313 番の 1 地先の下流端を示す標柱

注 2) 左岸：高知県宿毛市山奈町山田字楠城山^{くすしろやま}6175 番 1 地先
右岸：高知県宿毛市山奈町山田字蔭平山^{かげひらやま}6144 番 3 地先

9.2 河川管理施設等

(1) 河川管理施設

渡川水系の河川管理施設は樋門、堤防護岸、水門、堰等、災害を防止する機能を有し、河川管理者が管理する施設である。渡川水系においては、安全確保を目指して河川巡視を行い、堤防・護岸をはじめ河川管理施設の状況を把握し、堤防除草や河川管理施設の機能維持のための補修や応急対策工事を行っている。

表 9.2.1 河川管理施設 (直轄管理区間)

(単位：箇所)

河川名	施設				
	樋門・樋管	水門	排水機場	浄化施設	備考
四万十川	7	1	0	1	
後川	13	0	4	0	
中筋川	28	0	1	0	
計	48	1	5	1	

(2) 許可工作物

渡川水系直轄区間における許可工作物は、樋門、橋梁、堰と多岐に亘っている。各工作物について河川管理施設同様の維持管理水準を確保できるように各施設管理者と協議し、適正な維持管理を行うよう指導している。

表 9.2.2 許可工作物（直轄管理区間）

（単位：箇所）

施設 河川名	樋門・樋管	堰	揚排水 機場	橋 梁	備 考
四 万 十 川	1	0	4	5	
後 川	7	2	4	7	
中 筋 川	3	0	6	15	
計	11	2	14	27	合計 54

(3) 公共財産の管理

堤防天端や小段の管理用通路において、通行車輛による河川管理施設の損傷防止、不法投棄の防止等を目的に車輛の規制杭や注意標識を設置している。また、官民境界の明確化及び境界に関わる紛争を防止するため、官民境界杭及び境界壁を設置し、公共財産の適正な管理を推進している。

9.3 水防体制

(1) 河川情報

渡川水系に水文観測所（雨量観測所、水位・流量観測所）、その他に河川監視カメラを設置し、河川管理の重要な情報源となる雨量、水位等の観測を行い、リアルタイムに正確な情報を収集している。また、河川現況を把握し、流域住民への河川情報提供、水防活動等に役立っている。

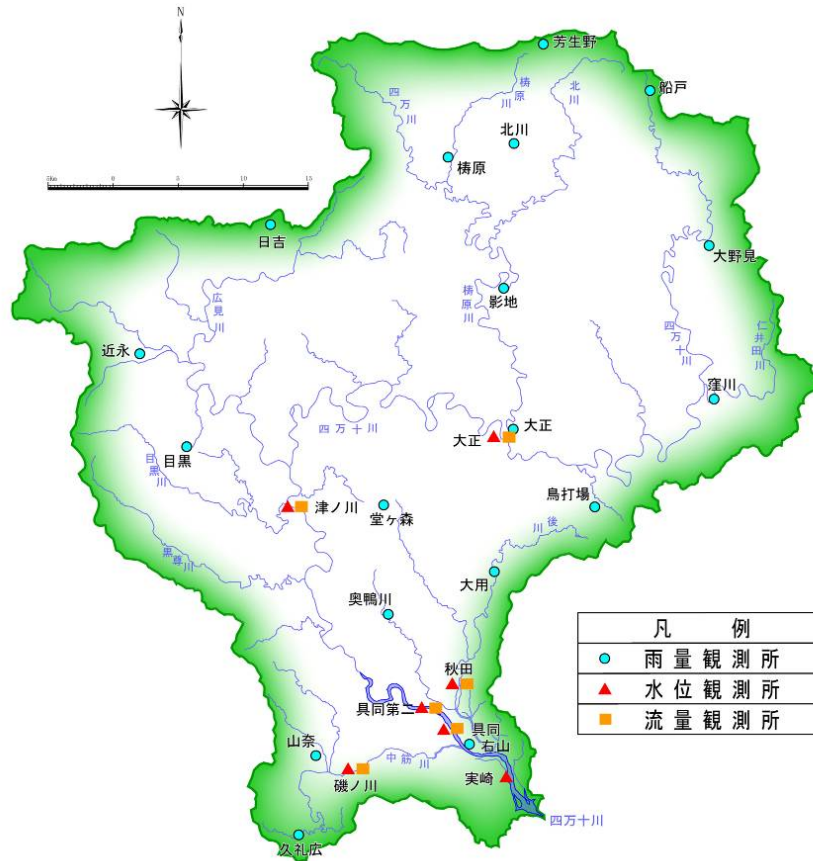


図 9.3.1 渡川水系水文観測所位置図

(2) 水防警報

四万十川において、洪水による災害が起こりうる可能性があるとき、水防警報を発表し、水防団や近隣市町村の関係機関と協力して洪水被害の軽減に努めるよう体制を整えている。

(3) 洪水予報

四万十川は平成 13 年 7 月に、洪水により地域の経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川を指定する洪水予報河川に指定されており、高知地方气象台と共に、洪水予報を行い、周辺住民への適切な情報提供を実施している。

(4) 水防訓練

洪水時等の緊急時に迅速かつ的確な水防活動が困難な現状に鑑み、水防管理団体が実施する水防訓練に積極的に参加し、必要に応じて水防工法等の指導・助言に努めている。

9.4 危機管理への取り組み

(1) 新たな洪水情報伝達の取り組み

渡川水系では堤防等の施設を整備するだけでなく、住民の洪水に対する意識を高めるため、平成13年に浸水想定区域を指定し、浸水深とともに公表し、周辺住民への情報提供を行っている。さらに、渡川水系では災害情報普及支援室を設置し、ハザードマップ作成のための情報提供を行っており、平成10年に流域内の四万十市がハザードマップを作成公表している。また、光ファイバー等の活用による迅速な情報収集・伝達を行うとともに、河川管理施設の遠隔操作化、主要な箇所にはCCTV等を用いて空間監視等を行い、河川管理体制の高度化・効率化に努めている。

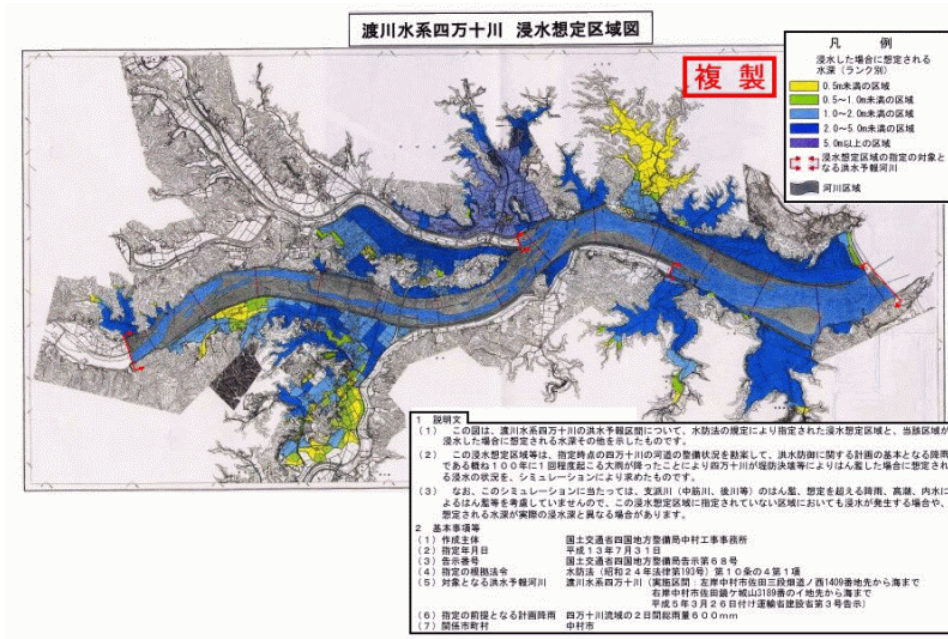


図 9.4.1 浸水想定区域図

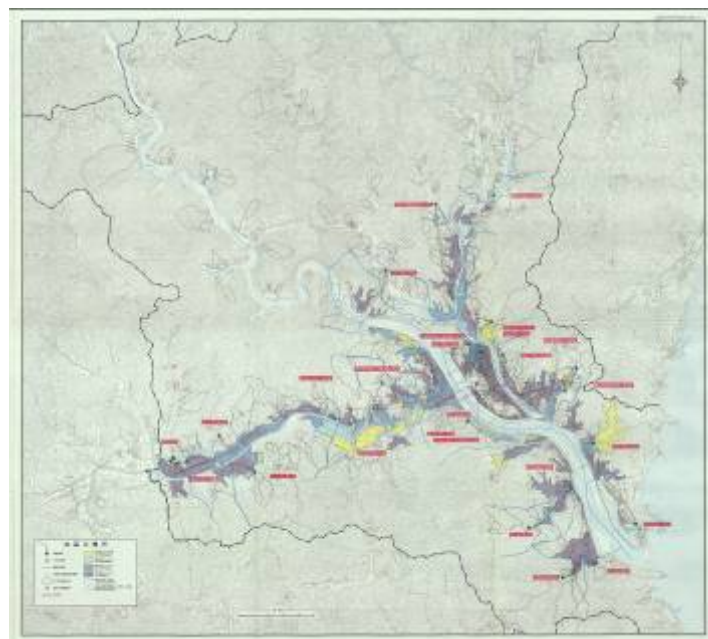


図 9.4.2 平成10年に四万十市が作成・公表した洪水ハザードマップ

(2) 水質事故等への対応

四万十川においては、水質は良好に保たれているが、水質事故に迅速な対応ができるよう、水質汚濁防止連絡協議会を設置し、関係機関との意志疎通を図っている。また、適正な水利を進めるために河川流量の情報公開等を行っている。